

平成26年9月10日（水）

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第1回審査品質管理小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 日時・場所

日時：平成26年9月10日（水） 10時00分から12時00分

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席委員

相澤委員長、浅見委員、飯村委員、古城委員、小原委員、竹本委員、田沼委員、
長澤委員、中條委員、中村委員、渡部委員

3. 議題

開会

資料説明

（1）審査品質に関する現状の取組について

（2）審査品質に関する評価項目及び評価基準（案）について

審議

閉会

開 会

○岩谷企画調査官 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第1回審査品質管理小委員会を開催させていただきます。

私、本日、事務局を担当しております総務課企画調査官の岩谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中を御出席いただきまして、ありがとうございます。本小委員会は、日本の特許、意匠、商標審査を世界最高品質とすることを目指して、本年8月11日に知的財産分科会の下部に設置させていただきました。

委 員 紹 介

○岩谷企画調査官 議事に先立ちまして、本小委員会の委員になられた方々について御紹介させていただきます。

まず、本委員会の委員長を務めていただきます一橋大学国際企業戦略研究科教授・相澤英孝委員長です。

○相澤委員長 相澤でございます。よろしくお願いいたします。

○岩谷企画調査官 次に東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・浅見節子委員です。

○浅見委員 浅見でございます。よろしくお願いいたします。

○岩谷企画調査官 次に知的財産高等裁判所前所長でいらっしゃいました飯村敏明委員です。

○飯村委員 飯村でございます。よろしくお願いいたします。

○岩谷企画調査官 次にビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所外国法共同事業弁護士でいらっしゃいます古城春実委員です。

○古城委員 弁護士の古城でございます。よろしくお願いいたします。

○岩谷企画調査官 次に伊東国際特許事務所弁理士でいらっしゃいます小原須美子委員で

す。

○小原委員 小原と申します。よろしくお願いします。

○岩谷企画調査官 次に日本知的財産協会理事長でいらっしゃいます竹本一志委員です。

○竹本委員 竹本でございます。よろしくお願いします。

○岩谷企画調査官 次に日立製作所知的財産権本部知財ビジネス法務本部デザイン・商標センターデザイングループ主任技師でいらっしゃいます田沼有美子委員です。

○田沼委員 田沼と申します。よろしくお願いいたします。

○岩谷企画調査官 次に日本国際知的財産保護協会副会長でいらっしゃいます長澤健一委員です。

○長澤委員 長澤でございます。よろしくお願いいたします。

○岩谷企画調査官 次に日本品質管理学会会長、中央大学教授でいらっしゃいます中條武志委員です。

○中條委員 中條でございます。よろしくお願いします。

○岩谷企画調査官 次に大野総合法律事務所弁理士でいらっしゃいます中村仁委員です。

○中村委員 中村です。よろしくお願いします。

○岩谷企画調査官 最後に東京大学先端科学技術研究センター教授でいらっしゃいます渡部俊也委員です。

○渡部委員 渡部でございます。本務は政策ビジョン研究センターです。よろしくお願いします。

○岩谷企画調査官 失礼いたしました。

以上、11名の方、新たに委員に御就任いただきまして、ありがとうございます。

委 員 長 挨 拶

○岩谷企画調査官 本小委員会の委員長でいらっしゃいます相澤委員長に一言御挨拶をいただきまして、これより先の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○相澤委員長 お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。特許庁における審査の品質は、特許制度の一つの重要な課題であると考えられます。皆様方の御協力をいただきまして、よりよい品質管理に関する基準づくりに貢献できたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

配付資料確認

○相澤委員長 議題について御紹介させていただきます。本日は特許庁より審査品質管理に関する現状報告を受けた後、審査品質の実施体制、実施状況に関する評価を行うための評価項目、評価基準の審議を予定しております。事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○岩谷企画調査官 本日は、お手元に座席表、議事次第、配付資料一覧がついております。委員名簿のほかに、資料1から7という7種類の資料と、それぞれの資料の参考資料となります参考資料3-1から4、4-1、4-2、5-1、7-1を配付しております。落丁などございましたら、挙手でお願いいただけますでしょうか。

定 足 数 確 認

○岩谷企画調査官 次に定足数を確認させていただきます。本日は議決権を有する11名の委員全員御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、本日の小委員会は成立となります。

続きまして、本小委員会の公開についてです。従前どおり、一般の方々の傍聴を認めることとしております。また、特段の事情がある場合を除き、議事録と本日の配付資料を特許庁のホームページにおいて公開させていただきます。また、議事録に関しては、後日、委員の皆様方に内容を御確認いただいた上で掲載したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に1点だけ。マイクの感度がちょっと悪いものですから、御発言される方は、お手持ちのマイクの緑のスイッチを押していただいて、近づけぎみに御発言いただければ幸いです。

特許庁長官挨拶

○相澤委員長 伊藤特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○伊藤特許庁長官 特許庁長官の伊藤でございます。

本日は、お忙しいところ、相澤委員長を初め委員の皆様方、御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

特許庁は、ことしの3月末で、審査のスピードについてはF A 11という10年来の目標を達成することができました。今後10年に向けて、スピードの点については新たな目標として、権利化までの期間を従前の半分ぐらいのところまで持っていこうということを立てております。また、スピードのみならず、その品質といったところが非常に重要だということは御案内のとおりでございます。

先月の終わりにシンガポールなど、ASEANを回ってまいりました。各国特許庁のトップの方とお話しさせていただき、日本がこうした実績を上げてきたことについて評価されており、それぞれの特許庁も、これから審査をスピーディにやらなければいけないという課題を抱えていますので、日本から学んでいきたいという話をいただきました。我々はさらにもう少し先を目指していかなければいけないわけですし、特許庁が行った審査が質の面でも、世界に通用していくものにしていかなければいけないと思っています。そういった先進的なモデルを海外に拡げて、日本が世界の標準になるという少し口幅ったいかもしれませんが、それぐらいの気持ちでやるべきだろうと思っております。それが結果的に日本のユーザーあるいはグローバルに展開する企業のためにもなると信じているところでございます。

こうした問題意識の下、知財分科会のもとに、この小委員会を設置させていただきまして、特許のみならず、意匠、商標を含めた品質をいかに高めるかといったことについての御議論をお願いしたいという次第でございます。現状に対する評価、改善策を議論していただき、でき得れば、来年度の特許庁の業務計画に反映させていただくことを目標にして御議論を進めていただければと思っております。短い期間でいろいろなことをお願いすることになるかと思いますが、よろしくをお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○相澤委員長　ありがとうございます。

資 料 説 明

○相澤委員長　議題に入らせていただきます。

資料について事務局から説明をお願いします。本委員会では審査に関する品質管理の実

施体制、実施状況についての評価項目、評価基準を策定するとともに、実際に評価し、その評価を通じ、特許庁における品質管理の改善に向けた提案を行っていくことを目的としています。そのため個別の審査結果や審査の判断基準を議論するのではなく、品質管理体制や品質向上の取り組み等の観点から御議論をいただきたいと思います。

なお、先ほど事務局からスケジュールの説明がありましており、今回は審査品質に関する評価項目、評価基準の仮案を設定し、第2回委員会において、仮案による評価の試行結果を受け、さらに評価項目、評価基準の改善に向けた議論ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岩谷企画調査官 そうしましたら、事務局から本委員会の全体概要の御説明をさせていただきます。

まず資料1、設置の背景あるいは、委員長からありました審議事項を簡単に御説明します。本委員会では、特許庁の世界最高品質の審査を実現するという観点から、特許庁の特許、意匠、商標の審査に係る品質管理について、内部の取り組みを一層強化するだけではなく、外部から客観的な評価をいただきたいと考えております。また、世界最高品質の審査というのは、端的に申しまして、我が国特許庁の審査が他の海外の特許庁でも尊重され、あるいは我々の審査結果がそのまま他国でも通用する審査を最終的に目指しての思いでございます。

本小委員会における審議事項としては、特許と意匠と商標の審査に関して、品質管理の「ポリシー」あるいは必要な「マニュアル」、品質管理の方針、手続が適切に整備されているかどうか、品質管理体制が適切に整備されているかどうか、そして、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかどうかという品質管理の実施体制、実施状況の面から検証・評価を行っていただき、検証・評価を通じて特許庁の品質管理に向けた具体的な提言を行っていただきたいと思っております。

以前、御説明しておりますが、スケジュールについては、本日は、この後、評価項目、評価基準の仮案について議論していただいた上で、第2回では委員の皆様方にも評価項目、評価基準の仮案を使った仮評価をしていただきたいと思っております。また、これらを通じて品質管理体制の改善点を御提言いただくとともに、仮案とした評価項目、評価基準をさらに議論していただきたいと思っております。最終的に第3回では評価項目、評価基準に基づく最終評価を行っていただき、特許庁の品質管理についての総評をいただく形にしたいと思っております。

次に、資料2をもちまして、本日の説明の全体概要を御説明いたします。まず問題の所在として、特許ですが、これまで審査迅速化の取り組みを行ってきておりまして、御案内のとおり、1次審査までの期間を11か月とすることができました。一方で、企業のグローバル化に伴い日本の審査が他国でも通用するように、迅速性だけではなくて品質の確保も急務となっております。

一方で、ユーザーアンケートでは普通以上の評価ですが、92.5%という状況になっております。審査官1人当たりの処理件数がアメリカや欧州と比べても数倍に至る中で、これまでも我々は品質管理についてはかなり力を入れてまいったところでございます。また、他庁の比較としても、多くの項目ではよい評価をいただいておりますが、一方で、まだまだ改善点も見出されております。具体的には「拒絶理由通知の記載が丁寧ではない」、「先行技術調査、特に外国や非特許文献の調査がまだ不十分な点がある」、あるいは「審査官の間での判断のばらつきが多少見られる」という御意見をいただいているところでございます。本日、この後、特許、意匠、商標それぞれ詳細に御説明しますので、私からはごくアウトラインだけの説明にとどまらせていただきます。

資料2の右側にいきまして、特許庁の品質管理システム全体としては、長官あるいは長官から命を受けております特許技監が品質管理の責任者となっております。また、各審査を行います部署におきまして、審査関連の企画・立案を行う部署と、実際に審査を行い、決裁を通じて日々の品質管理を行う部署と、ある意味、客観的な立場からサンプルチェックなどの品質の状況のチェックを行い、サンプルチェックの結果を分析し、それを報告する部署というループ関係を構築しております。

また、日々の審査プロセスにおける品質管理の実施については、大きく3段階に分かれておりまして、審査官が審査を行う上で品質向上の取り組みを行っております。例えば協議ですとか、出願人との面接などを含んでおります。次に、審査長による決裁時の品質向上の取り組みを行っております。最後に、第三者的な立場として、品質管理官からサンプルチェックを受けるという体制を構築しております。

資料2の2枚目に意匠と商標が掲載されております。人員規模の差などもあり体制に違いが見られるところもありますが、企画・立案部署、日々の審査を行い品質向上の取り組みを行う部署、サンプルチェックを行う部署という構造はおおむね共通しております。また、審査のプロセスにおいても、適用する法律や判断内容は特許、意匠、商標で異なるものの、出願されたものを理解、先行する文献の調査（サーチ）、それに基づく法律的な判

断、そして起案、起案の後の決裁、出願人への通知という全体プロセスは共通化されておりまして、日々の品質向上の取り組みも、先ほど言いました程度の差あるいは、その違いは若干ありますが、おおむね先ほどの３段階で行われているという状況になっております。

以上です。

○相澤委員長 特許審査における品質管理の現状について、澤井調整課長からお願いします。

○澤井調整課長 調整課長の澤井でございます。

時間も限られておりますので、現在、特許審査に関します審査の質に関して私たちが把握している課題、さらに、その課題を踏まえた取り組みを中心に、資料３に基づいて御紹介させていただきます。

資料３の５ページ目でございます。審査の質についての現況分析という項目をつけさせていただいております。私たちは、ここ数年、この質を把握する上で広くユーザーの方々にアンケート調査を続けて行っております。約**675**社の出願大手並びに中堅・中小企業に対して、このアンケートを実施しているところでございます。

６ページ目の上の円グラフを見ていただいたらわかりますように、国内特許審査に対しては、５段階評価の「満足」あるいは「比較的満足」と言っている方は**45%**、「不満」あるいは「比較的不満」と言っている方は**7.5%**ということで、おおむねの合格点はいただいているのかもしれませんが。また、表２で書かせていただいておりますように、日本の特許庁が特に他のアメリカや欧州の特許庁と比較してすぐれている点も多く指摘をいただいております。

ただ、こうした一定の評価をいただいておりますが、６ページの下のほうに書かせていただいているような課題も、このアンケートの中から指摘をいただいているところでございます。その第１が、審査官の間で、あるいは審査室の間で、ばらつきがあるのではないかという不満が、全体としては**7.5%**程度であった中、この個別項目に関しては**37%**、約３社に１社の方々がこうした不満を述べているところでございます。また、７ページの２つ目のビュレットとして、「外国特許文献の調査が不十分ではないか」という御指摘もちょうだいしております。特に国際調査等に対する評価におきましては、３割を超える**30.7%**という高い数値で不満を述べられているところでございます。

加えて、７ページに少しグラデーションをかけたグラフがございますが、縦軸に、個別の項目が特許庁全体への評価にどれだけ関連するか、影響するかという相関係数を示して

おります。すなわち、上に行くほど個別項目が特許庁全体の評価に影響するというものでございます。加えて、横軸には5段階評価について各個別項目がどのような評価をいただいているかということを示したものでございます。右に行けば行くほど、現時点で比較的満足をいただいているということが示されているところでございます。

したがって、いろいろな点に私たちは審査の質を高める上で傾注していかなければなりません。特にこのグラデーションの濃い部分、すなわち左上に近づくものについて、特に力を優先的に入れていかなければいけないのではないかと考えております。例えば、先ほど申し上げました「ばらつきのない判断」であったり、左から2番目、上のほうにあります「進歩性の運用」であったり、さらには一番上にあります「拒絶理由通知等の記載」、こうした点を特に私たちは優先的に解決していかなければならないのではないかと考えております。

8ページ目でございます。こうした庁外のユーザーの皆様へのアンケートだけではなく、私たちは多くの審査の質の取り組みを進めております。後ほど御紹介いたしますが、そうした審査部内の取り組みに基づいて把握できている課題も多くございます。例えば8ページ目の下のほうに書かれております1つ目のビュレット、サーチについてでございます。比較的小規模の特許庁で運営している関係もありまして、サーチ時間が他の特許庁に比べて十分に取れないというところもございます。こうしたことから、サーチ範囲の不備やスクリーニング漏れの事例についても、私たちは認識しているところでございます。

こうした課題を踏まえながら、私たちは現在、審査の質の向上に向けた取り組みを進めております。9ページ以降に、それを少し御紹介させていただきます。取り組みとしては、その手続や体制、また質向上に向けた取り組み、検証に向けた取り組み、この3点から御紹介させていただきます。

まず方針や体制でございます。1.の(1)、「品質ポリシー」を本年3月に策定させていただきました。お手元の資料の参考資料3-2にございます。1枚の紙にまとめておりますが、要は3-2の冒頭に書かせていただいておりますように、「国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要です」という認識のもと、1つ目の下線を引いておりますが、「強く・広く・役に立つ特許権を設定します」ということなど、多くのポリシーを示させていただきました。

「強く・広く・役に立つ」でございますが、「強さ」というのは当然に、後に容易には覆らない安定性を備えることを示します。ただ、安定性だけを伝えますと、御案内のとおり

り、ともすれば非常に狭い特許請求の範囲になってしまうおそれがございます。そこで、その強さだけではなく、出願人が開示した、社会に提供した、その貢献に即した広さというものも目指さなければいけないとの思いを示した。また、特許の目的であります産業の発達に資するという視点からは、特に役に立つ特許に必要なリソースを傾注していくべきではないか、めり張りのある審査が必要ではないかという思いを込めまして、「強く・広く・役に立つ特許権」という言葉を使わせていただいております。

こうした「品質ポリシー」を踏まえて、このたび「品質マニュアル」も庁内外に公表させていただいたところでございます。これは品質管理やその実施体制からなります「品質管理システム」を文書化したものでございます。一言で申し上げますと、PDCAサイクルを二重に回していきたいという思いで書かせていただきました。1つは審査部全体としてPDCAサイクルを回す。また、特許庁の中には約40の審査長単位がございます。それぞれの技術単位を所管していますが、各審査長単位の中でもPDCAサイクルを回していく。二重に回すことによって、特許の審査を高めていくという思いで、この「品質マニュアル」を書かせていただいております。

次に、10ページ目でございます。この体制としては、特許庁長官及び特許技監にその責任を負っていただきつつ、技監のリーダーシップのもと、毎年3月には特許の審査の質に対する取り組みをまとめて公表し、審査官のマネジメントに使っております。また、こうした取り組みを受けまして、各審査部の部長、審査第一部から第四部までの部長が同様にリーダーシップを発揮いたしまして、各審査部における審査の取り組みを計画し、それを実行しているところでございます。

また、(2)で書かせていただいておりますが、こうした品質管理の手続の明確性ということで、第1に、私たちは「審査基準」と呼んでいるものでございますが、特許・実用新案審査基準を策定し広く内外に示しているところでございます。また、品質管理の手続の明確性としては、先ほど申し上げました「ポリシー」や「マニュアル」を庁内外に公表しております。加えて、外国の特許庁あるいは外国のユーザーの方々にもこれを示す上で、英語版についても同時に公表しているところでございます。また、審査官を育成する上で、法律で定めている研修として、審査官コース研修や審査官補コース研修などがございますが、そうした中でもこれを取り上げていくところでございます。

次に審査体制でございます。御案内のとおり、特許庁には審査第一部から四部まで、それぞれ技術に分けて大きく部が分かれており、その下に38の審査長単位がございます。

審査官は現在1700名おり、4つの部の中には管理職が総勢130名、配置されているところでございます。また、審査体制の整備を進める上で、この10年間、約500名の任期付き審査官の採用やアウトソーシングの拡充などを通じて、審査の迅速性、的確性に努めてきたところでございます。特に迅速性を担保する上で、アメリカの約3.1倍、欧州の4.7倍の審査処理を一人一人の審査官に求めているところでございます。質の観点から言いますと、必ずしも胸を張って言えない数字かもしれませんが、こうした審査官それぞれの効率性にも力を入れているところでございます。なお、審査体制については各国の比較、特に5大特許庁の審査官の推移については12ページの図12に示しているところでございます。皆様、御案内のとおり、特にアメリカや中国のこの10年間の伸びが顕著でございます。

次に、審査官はどういう人になるかということを12ページの②に書かせていただいております。人事院が実施します国家公務員採用総合職試験の合格者及び、それに準じます任期付き審査官によって構成されているところでございます。先ほど申し上げました法律が定めている研修を受けていただき、そこでの試験を経て審査官に任用されるというところでございます。

また、品質管理体制は、13ページに示しておりますように、長官、技監の指導のもと、審査部、審査長単位の中で品質のマネジメントを行っております。また、調整課の中に品質監理室を置き、そこで特許審査の品質に関する事務また施策の立案、こうしたことを行わせております。

加えて、14ページ目の③で書かせていただいておりますが、第三者の立場、すなわち審査長単位あるいは審査部の立場を超えて第三者の立場から審査の質の現状や、その解決すべき課題を明らかにするべく、庁内に品質管理委員会を設けております。ここは特に各審査部内でも有識者であります審査長等によって構成されており、各部3名、委員長も加えまして、合計13名の組織で、先ほど申し上げたような現状や課題を明らかにしております。

また、今年度より品質管理官を各審査部に置きました。特に各審査長単位の中に、さらに技術単位が細分化されておりますが、技術単位ごとの室と言われるところに一人ずつ品質管理官を置きまして、各種のサンプルチェックを行っております。ただ、品質管理官がフルタイムで品質管理をやれるほどの余裕はございませんので、日々の審査を行っていく中で、2割ぐらいの時間、すなわち週に1日は品質管理、サンプルチェックなどをやってもらうような体制にさせていただいております。

次に14ページ目の3. でございます。品質向上に向けた取り組みについて簡単に幾つか御紹介させていただきます。15ページ目の(1) 決裁。審査長あるいは審査室の室長などが、審査官が行った起案に対して決裁をしておりますが、これを充実させております。また、(2) として、審査官同士の知識の共有や意見交換を行う。私たち、これを「協議」と呼んでおりますが、この協議についても、特に審査のばらつきを抑制する上で、また技術的な知見を共有する上で大変有効な手段でございますので、これを実行しております。審査官個々が自発的に行う場合に加えて、特に課題と考えているものについては「必須協議案件」と呼びまして、必ず協議を求めています。

具体的には15ページの下から書いてありますように、直ちに特許査定ができる案件の場合については、後に不安定な権利とならないような瑕疵のない特許を付与する上で、即特許案件について協議を求めています。また、特に3回以上拒絶理由を繰り返すような案件についても協議を求めています。加えて、国際調査報告と国内に移管された国内段階の審査等が乖離しますと、出願人の皆様に混乱を与えますので、そうした判断をせざるを得ないような場合にも協議を求めるところでございます。

(3) でございます。外国特許文献サーチの拡充でございます。90年代は世界の特許文献の約6割は日本語で読むことができました。すなわち、日本の文献をしっかりと調べることによつて的確な審査ができたわけでございますが、世界的に見て、中国や韓国の出願の増加に伴いまして、日本に対する出願が相対的に減ってきたということで、現在、日本語で読める特許文献は世界全体の15%ということで激減しているところでございます。こうした中で的確な審査を遂行していく上では、外国の特許文献のサーチの拡充を進めていかなければいけないという大きな課題を抱えております。そのためには、欧州を中心に進めておりますC P Cという特許分類でのサーチを可能にする、あるいは近年、文献がふえています中国や韓国の文献の翻訳検索システムを充実させていく、さらにはアウトソーシングをお願いしている登録調査機関による外国特許文献調査を拡大していくという施策を進めていかなければいけないと考えております。

次に(5) でございます。特に出願人の皆様からの納得感を高める審査を行う上で、面接あるいは電話は大変有効でございます。これまではF A 11という目標がございましたので、「迅速性に資するような場合には面接をさせていただきます」というスタンスでございましたが、今後は出願人の皆様から求められましたら、最低1回は面接を受けようという思いで、ガイドラインの改訂作業を進めているところでございます。

さらに、品質関連の情報収集としては、先ほど言いましたような特許率あるいは拒絶理由通知、どういう条文を使って拒絶理由を行っているか、そうしたものを特に同じような技術分野を持っている審査官につまびらかにいたします。そうしますと、自分は甘い審査をしているな、あるいは厳しい審査をしているなというのが相対的にほかの審査官と比較することができますので、そうしたデータも積極的に審査官に示し、審査のばらつきの低減を目指しているところでございます。18ページの②に書いてありますように、上級審であります審判の結果、特に審判で新たに拒絶理由が通知されるような場合、あるいは審決の分析も審査の質を高める上で大変有効でございますので、こうしたことも積極的に取り組んでいるところでございます。

(8)でございます。登録調査機関によるサーチの評価。私たち登録調査機関によるサーチ外注を審査の下調べとしてお願いしているところでございます。この下調べの質が低くなりますと、特許審査そのものの質を下げてしまいますので、登録調査機関によるサーチの質の維持・向上に向けて常に評価を進め、必要なフィードバックを行っております。加えて、11の調査機関がございますが、各技術に応じて、どこの機関を選定するかということについては、今申し上げました質の評価、サーチレポートの評価を通じて選定するようにしておりますので、おのずと高い質が得られるところでございます。

また、先ほど申し上げましたような検索のためのインデックス、特にC P Cだけではなく、我が国の細分類でありますF IやFタームの付与、また技術の進歩に応じまして、それは常に見直していく必要がございますので、私たちは「メンテナンス」という言い方をしておりますが、技術の進捗に応じたF I、Fタームのメンテナンスにも力を注いでいるところでございます。

最後に品質の検証のための取り組みでございます。日々、特許審査の取り組みをつくって、そのフィードバックをしておりますが、特に半期ごとに、その進捗状況を検証しております。(2)として、サンプルチェックを充実させているところでございます。特に形式的な瑕疵、誰が見ても、これは明らかにおかしいじゃないかという拒絶理由を発してしまいますと、当然、信頼性を損ないます。形式的にも瑕疵のない拒絶理由を通知することは出願人や代理人の皆様との意思疎通を円滑にする上でも重要という思いから、このサンプルチェックを行い、「よくある『ケアレスミス集』」も庁内に公表しているところでございます。

加えて、②でございます。P C Tや特許査定を行う上で、そのサンプルチェックを行っ

ております。品質管理官によりまして、新たに再サーチを行います。時間のかかるものではございますが、改めて再サーチを行うことによって、その特許査定が妥当であるのか、あるいはPCTの報告書が妥当であるのかということを見ることができます。先ほども申し上げましたように、各技術単位に、約80名の品質管理官を兼務する審査官を配置しているところでございます。

加えまして、拒絶理由の中身あるいは拒絶査定の中身、特に拒絶理由の論理構成が的確であるのかどうかということについてもサンプルチェックを行っております。これについては、特に決裁経験のある管理職の経験者を配置し、こうした内容についてもしっかりと見ているところでございます。

加えまして、20ページ目の（3）に書いてありますように、冒頭申し上げましたユーザー評価を引き続き拡充し、これを実施していく予定でございます。

（4）としては、各審査部の部長並びに審査長が多くの企業に行き、直接的な意見交換を進めております。こうした中で品質向上施策を紹介し、また企業ごとの必要なデータを提供することによって、企業の皆様の意見の集約に努めているところでございます。

（5）として、外国庁や審判決との判断相違の状況についても細かに分析を進めているところでございます。

以上、駆け足となりましたけれども、特許審査の品質の向上に向けた取り組みについて御紹介させていただきました。ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

意匠審査における品質管理の現状について、山田意匠課長からお願いします。

○山田意匠課長 意匠課長を拝命しております山田と申します。よろしくお願いいたします。

資料4をごらんになっていただきたいと思います。特許と若干違う点がございますので、かいつまんで資料4の1ページ目から御紹介させていただきます。

まず意匠審査を取り巻く環境でございます。意匠出願の動向については、10年前は4万件ございましたが、直近5年間は、少し減ったものの、3万件で推移しているところでございます。これについては、企業の統合によるものとか、製品の多機能化によるもので、製品が統合されたというところがございますので、こうしたものの製品数の減少があります。一方で、企業の行動におきます模倣品対策というところで、海外への出願の進出が伸びております。これが図1、図2に示されたものでございます。

一方、我が国の意匠審査については、1次審査の件数は1万3268件を2013年度には行わせていただいております。これについては着実にファーストアクションを縮めているところでございます。2ページ目をごらんになっていただければと思いますが、直近5年間は6か月から6か月半の間で推移させていただいております。

これらの状況、出願の皆様方の動向と私どもの審査を踏まえて、2ページ目の後半でございます、審査の質についての現況分析をさせていただきました。こちらは、ヒアリングでありますとかサンプルチェックの対象となった案件のアンケートもしくは、私どもからヒアリングさせていただいた結果でございます。3ページ目に行っていただきまして、大方、皆様方からは高評価をいただいております、審査処理期間、審査官とのコミュニケーション、電話、面接に対応というのが高い評価を受けているところでございます。

しかしながら、意匠の要部の認定、簡単に申しまして、新製品が出ますと、どこがポイントなのか、どこが特徴点なのかというのはなかなかわかりづらいのではないかと、そうした点においてばらつきがあるのではないかとという一定の不満があることは認識されております。物品分野の製品の開発実態を理解した上で、デザインの理解の深化は審査において常に要求される課題でありますし、皆様方もそうした御意見があります。

要部認定というところでは課題でございますが、(2)でございます。品質検証のための取り組みはどのようなものかといいますと、特許の澤井課長から御紹介あったものと意匠分野においても全く同じでございます。管理職における拒絶理由通知等のチェック、審査官と決裁者間の協議、サンプルチェック、審判決との判断相違の確認をさせていただいております。

課題としては、我々のほうで行っているものについて、特には起案書になります。起案書の課題としては、先ほど紹介しました意匠の要部が明確でないのではなくて、共通点、差異点について、そこが明確に書かれていないのではないかとという御意見。それから、サーチについて、個別案件ではありますけれども、もっとよりよい案件、よりよい引用文献を見つけるために、さらに特実（特許実用新案）の文献を調査したほうがいいのではないかとというところが課題として挙げられております。これらのフィードバックについては、各審査室におきます管理職から個別にフィードバックを行うとともに、意匠審査部内のイントラネットで閲覧可能とし、日々、審査官の能力向上と品質向上に努めているところでございます。

4ページ目に移っていただきたいと思います。私ども、意匠の審査におきましても、

「品質ポリシー」を8月に定めさせていただきまして、8月27日に公表させていただきました。それについて、内容は資料4-1を後ほどごらんになっていただきたいと思います。

施策については5ページに移っていただきまして、審査及び品質管理の手の明確性というところで、こちら参考資料4-2がございます。私どもの意匠審査基準において審査の進め方が明文化されておりますので、これに沿った形をとって審査を進めているところでございます。審査の手順を簡単に申します。まずは出願がされますと、意図登録出願に係る意匠の認定、その後、先行意匠調査を行いまして、新規性、創作非容易性等の判断の検討をいたします。その後、拒絶理由通知を行いまして、出願人との意思の疎通の確保、査定という形をとっております。

続きまして、6ページに移っていただきたいと思います。状況になるものですが、審査の実施体制でございます。我が国は意匠出願について実態審査を行っているところでございます。世界各国を見渡しますと、おおむね50%ずつになっておりますが、審査を行ってくる代表的な国は、我が国のほか、アメリカと韓国になってございます。審査をしていない国は、欧州共同体意匠規則、欧州の地域は審査をしていない、無審査登録の後、公告、異議申立制等の制度をとっている国がございます。我が国は実態審査をしているところでございますので、6ページを御紹介いたします。

審査分野は物品分野ごとに審査室が3つ設けられており、3つの審査室に合計50名の審査官が配備されております。この審査室には管理職が9名おり、品質管理を含む審査業務のマネージングを行っているところでございます。6ページの中段の表をごらんになっていただきたいんですが、参考となる国としてはUSPTOという形になります。審査官の数をここに掲載させていただきました。我が国は2014年現在で3分の1ぐらいの人員で審査をしているというところでございます。出願件数は、アメリカは2013年の段階で3万4000件、我が国は3万1000件ということで、3000件の差ではありますが、3倍の差があるというところは御認識ください。7ページ目の上の表にJPOとUSPTOの審査の出願件数、1次審査の結果等々について紹介しておりますので、後ほどごらんになっていただければと思います。

7ページ目の中段でございます。審査官の能力担保の仕組みというのは、先ほど特許から御説明があったとおりでございまして、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験をもって採用しております。

(2)でございます。まずは品質管理体制でございます。意匠の審査部門・審査長単位

というところでは、図7をごらんになっていただければと思います。8ページの上段でございます。こちらの特許と全く同じ構造体制をとっております。しかしながら、中段の②の意匠課というところをごらんになっていただきたいんですが、私どもは審査官、職員が少のうございますので、品質監理室がきちんと設けられているわけではございません。ここは私の意匠課で拝命して管理をしているところでございます。残りは割愛させていただきますが、特許とほぼ同じ体制でございます。

9ページ目に行ってくださいまして、簡単に御紹介します。品質管理の庁内体制は、各審査室2名の委員を出して、合計6名で構成しております。また、4名の意匠審査調査員が通常の業務に加えて、同委員会による分析を支援しております。先ほど澤井課長から御紹介のあった日々の20%というところは意匠も同じでございます。

それから、9ページ目の3. でございます。品質向上の取り組みというところは、ごらんになっていただければと思いますが、10ページ目で御紹介を簡単にさせていただきたいと思います。審査の仕組みが特許とは若干異なっておりますので、こちらをごらんになっていただきたいと思います。

私どもの意匠審査については、通称「バッチ審査」と呼んでおりますが、一定期間に出願されたものは関係の深い分野を集めて総合して審査を行っております。これによって少人数で効率的に審査を行えるというところがございます。そのみならず、その時期に出されました製品のデザイントレンドを全体として把握すること、半期の中もしくは、その年に出ました製品の特徴を見出すこと、把握することに役立てさせていただいております。判断のばらつきをなくす効果もこれにはあると考えております。

それから、(2) でございます。私どもの意匠審査システムについては、システム対応によってケアレスミス防止しております。具体的には本願に対して引用文献を形式的なチェックをさせていただいております。本願に対して引例をあてさせていただいた際、日付のチェックをさせていただいて、間に合っているものかどうか、審査官が目視で行っている上で機械のチェックをしているというところでございます。それから、引用文献と照らしまして、それが適切な条文かどうかというところもチェックをしているところでございます。これらによって、2000年から稼働しているシステムがございましたけれども——11ページに移っていただきまして上段でございます——、日付の前後による引用文献と本願の違い、条文の選択ミスも限りなくなっているとお考えいただいて結構でございます。

11ページの（３）各室の審査長、上席総括による拒絶理由通知等のチェック、（４）審査官と決裁者間との協議、12ページに移っていただきまして、（５）面接・電話対応、（６）品質関連情報の収集・提供といったところについては、特許と全く同じでございます。

1点だけ少し違う点を御紹介しておきます。特許については登録調査機関におけますサーチをしておりますが、意匠審査は審査官が全件行っております。この点が違うところでございます。（６）の①個別の審査官の処理状況に関する統計データというところには明文化されておりませんが、データの中には審査官がどれだけの量のサーチをしているのかということも把握しているところでございます。②審判に関する統計、審判情報の担当審査官への通知は特許と同じでございます。

（７）能力向上のための研修の実施は、こちらも特許と同様にさせていただいております。

13ページに移っていただきまして、品質のための取り組みでございます。（１）意匠審査の取り組みの報告の中間レビュー。こちらは特許同様で、私どももレビューをいただいているところでございます。こちらは長官、技監、審査第一部長の御指導のもと、こちらを行っております、半期においてレビューを行っているところでございます。

それから、（２）でございます。決裁後の案件のサンプルチェックというところで、私どもの審査は6か月前後で行われております。非常に高速で行われているところもございますので、審査案件中のものをサンプルチェックすると、その期間が伸びるというところがございますので、現時点においては決裁後案件、いわゆる査定をついた案件でサンプルチェックをさせていただいております。しかしながら、出願から見ますと、6か月ぐらいで審査を終えているものですので、1年以内に結果がついたものをターゲットとしておりますので、ホットなものを扱わせていただいていると思います。

最後の14ページに移っていただきまして、サンプルチェックの主な項目、ピックアップ件数等々についてはごらんになっていただければいいと思いますけれども、こちらも特許と同様にさせていただいております。

（３）ユーザー評価調査・ユーザーからの情報収集というところも同じでございますが、私どもは審査の質に問題があったと考えられる案件をターゲットにさせていただいております。

（４）審判決との判断相違の確認というところも怠っておらず、私どもでさせていただ

いているところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

商標審査における品質管理の現状について、青木商標課長からお願いします。

○青木商標課長 商標課長の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料5に基づいて御紹介いたします。資料の構成、内容については特許、意匠と共通するところが多々ございますが、商標について特徴的なところを中心に御説明させていただきます。

まず1ページ目をお願いいたします。商標審査を取り巻く環境でございます。出願の件数は、毎年、11万件前後で推移しております。最近の傾向としては、マドプロ、すなわち、国際商標登録出願が増加傾向にございます。(2)に審査処理件数と書いてございますが、昨年度は出願の件数よりも処理の件数が上回っている状況でございます。

次のページにまいります。処理のスピードについては、真ん中の図3に、この数年のファーストアクション、第1次審査の平均の期間を書いております。2013年度は4.3か月でファーストアクションを行っております。昨年度は4.8か月が当初の目標でありましたが、0.5月短縮したというのがスピードに関しての実績でございます。

次は、質についての現況分析でございます。ユーザー評価に基づく質の把握ということで、商標部門においてもユーザーの皆様アンケート調査に御協力いただきまして、3ページの円グラフのような評価をいただいております。「満足」「おおむね満足」「普通」を含めると、82%あるいは85%の評価をいただいているという認識でございます。

しかしながら、幾つかの点が指摘されてございます。判断にばらつきがあるといった視点での御指摘、拒絶理由通知の文章がわかりにくいものがあるとの御指摘、あるいは審査官とのコミュニケーション、面談ですとか、出願人の皆様と審査官のコミュニケーションの点について御指摘があるというのが現状でございます。

(2)の審査部門における取り組みについては、4ページにまいりまして、拒絶理由通知については審査長、審査室長が全件決裁してございます。それから、審査官あるいは審査長との間での協議の充実を図っている。それから、発送前案件のサンプルチェック、商標に関する審判決との乖離といいますか、判断の相違についての確認などを行ってございます。サンプルチェックにおいて幾つかの課題が指摘されてございます。例えば「拒絶理由を解消するための補正案の提示について改善することが望ましい」といったものが指摘

としてございました。あるいは「査定をするに当たって、その根拠となる証拠の記載について改善することが望ましい」等の御指摘なども受けております。

5 ページからは質の高い審査を実現するための取り組みの現況でございます。特許、意匠と同様に「品質ポリシー」を商標についても定めさせていただいて、公表してございます。「ポリシー」は、商標については参考資料5－1に添付してございます。基本的な構成は特許、意匠と共通するところ多うございますが、商標法の目的には「産業の発達に資する」ほかに、「需要者の利益保護を図る」といった目的がございますので、需要者に配慮したことと、商標の出願は中小企業個人の出願が多く、出願人のすそ野が広いということで、そちらに配慮した内容、さらには、商標の審査は世界共通といいますか、世界を基準というよりは、それぞれの国における取引の実情を考慮した判断という特徴がございますので、そういった点にも考慮したポリシーを商標の「品質ポリシー」として定めてございます。それから、商標の「品質マニュアル」については今年度中に定める予定としてございます。

6 ページ目にまいります。同じく（2）の①に書いてございますが、審査の進め方についても文書化して、ドキュメントワークを充実していきたいと考えてございます。そして、「品質ポリシー」を初め、「品質マニュアル」を公表して周知を図るとともに、審査官において研修でその辺を徹底して遺漏なきように図るということを考えてございます。

7 ページは審査実施体制でございます。商標は産業分野別に審査室を設けてございまして、それが6つございます。加えて、国際商標登録出願を審査する部署として、もう一つの審査室を設けて、計7つの審査室に管理職を配置しております。審査官の数は約140名でやっております。真ん中に棒グラフがございます。年間の処理区分数を審査官数で割った数字が米国と比較して書いてございます。単純な計算では、アメリカの1.4倍、商標の審査を日本は行っているという計算になります。審査官は国家公務員試験の一般職試験の合格者を採用して、所定の法定研修を受けさせて、審査官として任官させております。

8 ページは品質管理体制でございます。品質管理体制については図6をごらんいただきたいと思います。基本的には特許、意匠と同じような体制でつくっておりますけれども、特徴的な点を申し上げますと、トップは長官、そのもとに審査業務部長が責任者としてございます。真ん中の左側、商標課というところがございますが、そこに品質管理官を置いて企画・立案・実施を行っております。人力的な問題がございまして、特許のような品質監理室という組織体はまだ設けておらないのですが、品質管理官が企画・立案・実施をし

ております。それから、庁内の委員会もございます。庁内委員会のヘッドは審査業務部長で、商標の審査長等が委員として審査の質の分析評価を行ってございます。

右隅に海外特許庁との関係を書いております。商標の場合は特許等と違いまして、審査自体に関する情報を世界の関係官庁と共有するという仕組みではございませんで、審査の質や審査の体制、その他、審査周りに関する情報の交換ということで協力を行っております。9ページ目には今申し上げた庁内委員会、品質管理官について、それぞれの体制と、行っていることについて書いてございます。

それから、品質向上のための取り組みでございます。10ページにまいります。図7に、一連の商標審査の流れと、それぞれの審査官が行っている業務について書いてございます。おおむね特許、意匠と同じような流れでやっておりますが、絵の右下に4.(1)と書いてございますサンプルチェックについては、2種類のサンプルチェックを商標は考えております。決裁後・発送前に、基礎的サンプルチェック、一から審査官とは別の人が審査をやってみて、実際にやった審査官の審査との突合といいますか、比較をして評価をするサンプルチェック。そういう2つのサンプルチェックをやっております。

10ページの(2)審査官用チェックシートの活用と書いてございます。個々の案件を審査するときに、審査官にこのチェックシートを活用させて、審査上の調査漏れ、起案上の記載漏れはないか、あるいは適用条文について漏れはないかといったものを一つ一つチェックするようなシートをつくっております。そのチェックシートを決裁者に出願書類とともに提出して、決裁者である審査長等はチェックシートもチェックしながら審査官の起案内容をチェックするという仕組みをとってございます。

11ページ以降に書いてございますのは、審査官間の知識共有、意見交換、いわゆる協議についてでございます。商標については、特に一般の皆様の注目を浴びる案件、新聞記事で話題になる案件が多々ございます。特にそういった案件については、いろいろな衆知を集めて議論した上で判断をしていくという仕組みもとってございます。また、防護標章登録出願という著名商標の保護に関する特徴的な出願の形態がございますので、そういったものに関する、出所の混同のおそれの有無などについては、一人の審査官ではなくて関連する分野の審査官も含めた協議をして審査するという仕組みをとってございます。それから、面接・電話対応などについても、近々面接のガイドラインを改訂する予定でございますが、出願人、代理人とのコミュニケーションを図るという仕組みをとっております。

12ページ。この辺は特許、意匠と共通でございますので、スキップさせていただきます

す。

13ページに、商標審査業務の質の検証のための取り組みの全体像が書いてございます。先ほど申し上げましたように、発送前案件の基礎的サンプルチェック、一からのサンプルチェックの2本立てでサンプルチェックを行っているところ、それから、ユーザーの皆様には評価をしていただくアンケート調査を行う。さらには、一番下のほうに書いてございますが、審判決との判断相違の確認。商標については、審判で拒絶査定が覆った全件について査定と審決との相違点について調査をするということを行っております。最終ページは、図に基づいて御説明したところが文章で書いてございます。

簡単でございますが、商標については以上であります。

○相澤委員長 ありがとうございます。

外国特許庁の取り組みについて、岩谷企画調査官からお願いします。

○岩谷企画調査官 資料6の御説明をいたします。

海外の特許庁においても品質向上は非常に重要な施策となっております。例えば日本、アメリカ、ヨーロッパ、韓国、中国、いわゆる5大特許庁の枠組みにおいても品質管理に関する議論がありますし、日本、中国、韓国の間の特許庁会合でも品質に関する議論がなされております。その中で、本日は特にアメリカとヨーロッパの品質管理体制について簡単に御説明します。

まず米国です。米国は5か年計画をつくっております。幾つか具体的な戦略目標を掲げているんですが、品質管理に関しては戦略目標の1番目と2番目に来ているということで、その意味でも品質に注力していることがわかんと思います。その上で、資料6の2ページ目、図で御説明させていただきます。

アメリカの品質管理体制は大きく2つに分かれていまして、具体的な特許審査部で行うものと、それとは独立した機関として企画あるいはサンプルチェックを行う部署という形に分かれております。まず図の右側です。副特許局長の下に9つのテクノロジーセンター（TC）が置かれています。ザクッといいますと、これは日本の審査部に相当すると理解していただければと思います。9つのTCの中に39名の品質保証審査官がおりまして、審査官の審査の結果をチェックし、あるいは具体的に指導する品質保証官も含んでおります。

左側、審査企画部の中に品質保証部がありまして、ここではサンプルチェック、サンプルチェックに基づく現状把握、改善の企画・立案、あるいは研修の支援を行っております。

サンプルチェックのチェック者については、この囲みの4番目のポチであります36名が置かれております。サンプルチェック率などは囲みのとおりです。

それから、アメリカの品質管理で一番大きな特徴として、複合メトリックスを作成しております。これについては、1ページに戻っていただきまして中段、②のところですが、7つの指標について加重平均で算出しているという形をとっております。ここにあります最終処分のコンプライアンス率、審査段階のコンプライアンス率、サーチレビュー、品質レポート等々、アンケート調査なども含めて、複合メトリックスという指標を用いております。

次に意匠です。アメリカの場合は、デザインパテントとして特許と一緒に特許局に属しております。品質管理も同じ体制となっております。

アメリカ特許庁の商標の品質管理については、4ページの図で御説明いたします。こちらにも審査部と品質の企画・立案などを行う部署の2つに分かれておりまして、ここにあります商標品質レビュー&研修課が担当しております。具体的にはサンプルチェックを行う主任審査官19名が商標品質レビュー課に置かれておりまして、その者がサンプルチェックを行っております。あるいは、その結果をもとに評価・分析を行い、その結果をレビューし、企画・立案を行うという体制をとっております。

次に欧州の状況です。欧州特許庁です。欧州特許庁は、御案内のとおり、特許しか担当しておりませんので、意匠、商標は別となります。

欧州特許庁によるチェック体制は3つのパートからなっております。1つが5ページの図にあります真ん中のサーチ審査部（D G 1）というところ、14の技術分野でJoint Cluster——審査部というか、審査課といいますか——、それに相当しております。その中で、真ん中にありますQuality Nomineeという品質を担保する担当官がおりまして、これによるチェックを行っております。Quality Nomineeは、具体的な審査官に対して直接フィードバックを行うなどの関係もありまして、その結果などは公表されていません。あるいは、公式に残るような記録にも残っておりません。これは具体的な審査官の指導と業績評価につながることを避けるためと聞いております。ただ、品質担当官（Quality Nominee）によるチェックは、公式記録が残らないということもあって、2014年に廃止するかもしれないという情報を得ております。

次に、右側に行きまして、内部監査部（P D I A）という中に品質監査部（D Q A）が置かれております。文字どおり、これは品質の監査を行う部署でして、審査部（Joint

Cluster) が行った審査に対してサンプルチェックを行う部署となっております。

最後に左端のサーチ／審査支援部（DG 2）が品質管理の企画・立案を行う部署になっておりまして、品質マネジメント部の中に品質支援課、品質分析・政策課という2つが置かれております。品質支援課は品質サービスの維持・向上のための施策、企画・立案を行い、品質分析・政策課は品質関連情報のデータの整備・提供を行っております。

次に欧州の意匠の状況です。欧州では欧州共同体商標意匠庁、いわゆるOHIMが意匠を担当しております。OHIMでの意匠審査はいわゆる無審査となっておりますので、今回、我々が目指している実体審査における品質管理体制は置かれておりませんので割愛させていただきます。

一方、商標審査部においては、7ページの図のような体制となっております。長官のともに商標部、産業財産政策部、品質管理部が置かれております。この3課がサンプルチェックを行い、また品質の企画・立案を行う部署となっております。右端に審査部が置かれております。具体的には、商標部と産業財産政策部の中に管理職あるいは品質を具体的にチェックする品質管理の担当者（Quality Experts）を置いておりまして、いわゆる絶対的拒絶理由あるいは相対的拒絶理由など言われますが、拒絶理由による拒絶査定に関するサンプルチェックなどを行っております。サンプルチェックの結果をもとに企画・立案を行う、あるいは審査官にフィードバックを行う。こういう体制となっております。

最後に、7ページに参考とありますが、各庁とも「品質ポリシー」を置いておりまして、ヨーロッパ特許庁の場合は2013年に公表いたしました。アメリカも内規として策定しておりますが、対外秘となっております。「品質マニュアル」については、ヨーロッパ特許庁は内規として策定しております。USPTOの場合は現存する特許法あるいは審査基準、MPEP、その他指針を「品質マニュアル」として位置づけているという情報を入手しております。EPOの場合は、2011年に長期計画、ロードマップを策定しておりまして、その中に幾つかの柱が立てられていて、品質管理がその一つとなっております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

評価項目及び評価基準（案）について、岩谷企画調査官から御説明をお願いします。

○岩谷企画調査官 最後の説明となります。資料7を御説明いたします。本日、具体的に御審議いただく内容となります。品質管理に関する評価項目及び評価基準の案を御提示させていただきたいと思います。

具体的には、Ⅰ．（１）①から⑩まで並んでおります。この①から⑩までが具体的な評価をいただく項目と設計しております。本項目の設計に当たりましては、いわゆるPCTガイドラインの21章、これは国際出願の国際調査機関あるいは国際予備審査機関が守るべき品質管理体制を規定している章でございますが、これを参考に作成しております。PCTガイドライン自体は参考資料7-1に添付されておりますが、必ずしもPCTガイドライン21章の全てを盛り込んでいるわけではなくて、その中から特に品質管理の実施体制、実施状況に関する部分を抜き出し、特許庁の審査プロセスの実情にあわせて再整理させていただいております。

評価項目については大きく2つのパートに分かれております。1つが方針・手続・体制、いわゆる外形的な部分と、2．として、具体的にそういう方針に従った品質管理を実施しているかというパートに分かれております。また、Ⅰ．の方針・手続の体制については2つに分けております。まずは方針・手続そのものが整えられているか、（２）として、そういう方針・手続を実施するための体制を整えているかという2つに分けております。

また、Ⅱ．の品質管理の実施については、これも大きく2つに分けておりまして、一つは品質管理が適切に実施されているかどうか、もう一つは改善が継続的に行われているかどうかという項目で分けております。品質管理が適当に実施されているかという項目については、⑥⑦⑧を置いております。観点としては、まず品質を向上させる取り組み、要は具体的にどういう品質の向上を行っていますかという問いになっております。⑦は、逆に品質を検証、チェックする取り組み、どういう形で品質の検証を行っていますかという問いになっております。⑧は、検証を行った結果、どういう分析あるいは課題の抽出を行っていますかという問いになっております。

（２）の⑨⑩については継続的改善が適切に実施されているかということです。⑨⑩については昨年度の提言をもとに今年度、どのような対策をしましたかという観点になります。今回は、評価を行っていただくのが初めてとなりますので、今回の仮評価による評価項目からは外れる形となります。

1 ページめくっていただきまして、横表が評価基準となります。左端に評価項目として、先ほど御説明しました①から⑩を並べております。これを具体的に評価する方法として、右のほうに4段階、SABCとして設計しております。これは政策評価の方法などを参考にさせていただきました。4段階、場合によっては3段階、5段階もありますが、段階評価を行っている例が多数ありますので、それを参考とさせていただきました。もちろん、

評価基準については品質管理の評価として段階評価がなじむのか、あるいは評価に値する項目が充実しているかどうかなどのさまざまな観点があると思いますので、その点、御審議いただければと思っている次第でございます。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

審　　議

○相澤委員長　今ありました説明につきまして、御質問、ご意見をお願いいたします。御質問される際には、申しわけございませんが、お手元のマイクのスイッチを入れて御発言をいただければと思います。

○中村委員　一つ教えていただきたいのですけれども、特許も意匠も商標も外国に比べると一人一人の審査官の処理件数が多いということは非常に負担が大きく大変なのかなという感じですが、審査官に対するアンケートとか意見聴取は行っているんですか。品質を向上させるということであれば、具体的に処理なさるのが個々の審査官なので、処理件数が多いという負担の中で、プレッシャーの中でお仕事をなさっているということですから、どういう改善がなされれば審査官自身が質を向上させられると考えているのか、もし意見を聴取できれば、質の向上に寄与するのかなと考えて御質問させていただいている次第です。

○相澤委員長　澤井さん。

○澤井調整課長　御質問、ありがとうございます。

審査官に対しては現在、先ほど御紹介させていただきました「品質マニュアル」を策定する中で、審査官個々にもヒアリングまた意見取りなどをしながら進めております。確かに欧米の3から5倍という数字は審査官個々には大変負担を強いているところでございますので、そうした声は日々のマネジメントの中で常に集約しながら、適切な審査ができるような管理にも心がけているところでございます。

以上でございます。

○相澤委員長　よろしゅうございますか。

小原委員、それから中條委員の順にお願いします。

○小原委員　小原と申します。特許審査に関して日々、御指導いただいている実務家でござ

ざいます。

もしかしたら、今回のⅠ．（２）の⑤に当たるのかどうか、品質管理体制のところでございます。日々、審査官と主に拒絶で関係させていただいておりまして、組織には必ずある、どうしても底のほうのばらつきの審査官に当たることもございます。

拒絶理由の論理構成の的確性については、出願人や代理人は直に的確性がないのではないかということは言いづらいところがございます。私たち代理人は出願人の御意向に沿って対応するわけですが、的確性に対しての直接的な反論はしないことが多い。どうするかというと、同じ審査官に的確性がないような起案をされるということもままありますので、極端な話、その審査官とは拒絶査定をいただいちゃいましょうと、そして審判に行きまして、人を変えて審判官による対応を期待するということがございます。

そういうことを考えますと、ある程度リアルタイムに実効性のある相談窓口的な、上部組織になるのかどうかと思いますけれども、直接はその審査官に言わないし、今後もその分野の別件で拒絶を受けますので、その審査官の心証を悪くしないような実効性のある上部組織があるとありがたいし、うまく質を高めるということにもなると思うんです。なので、そのような組織を望んでいます。よろしくお願いします。

○相澤委員長　ありがとうございます。

○澤井調整課長　御指摘、ありがとうございます。また、御指摘のような事例があること、大変申しわけございません。事実、そうしたことは私どもも把握しているところでございます。

そうしたこともございまして、品質監理室を当庁に設けておりまして、そこで、そうした事例を受け付けるようにしております。実際に数件、寄せられております。それについては、その妥当性について、先ほど申し上げました庁内の品質管理委員会でしっかりと精査をし、課題ある場合には具体的にその審査官まで、また審査官の上司である審査室長あるいは審査長に対しても、それを伝えるようにし、改善に努めるようにしております。何かございましたら、品質監理室の窓口を庁外に公表しておりますので、積極的に御利用いただければと思います。

もう一つ、これは本年から始めたところでございますが、実際に拒絶理由の内容あるいは拒絶査定の内容をしっかりとサンプル的に見て、そうした問題がないかというものも見ていきたいということで、これも定員の制限は非常に厳しいところでございますので、さほど多くの人員を配置することはできませんが、各部で１名、管理職経験の品質管理官を

配置いたしまして、その人に実際にサンプルチェックさせております。その中で、そうしたところから寄せられた具体的な事例などを踏まえながら、起案を事前にチェックしていくということも本年から始めておりますので、さらに改善に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小原委員 ありがとうございました。

○相澤委員長 中條委員、お願いします。

○中條委員 資料7についてです。資料7は評価項目及び評価基準をまとめていただいますが、内容を拝見すると、仕組みとかプロセスが中心になっているようです。一方、先ほど御説明のあった資料6、アメリカは何を行っているかを見ると、結果の目標値をかなり重視した取り組みをしていることがわかります。品質管理分野では当たり前のことなのですが、仕組みとかプロセスのよさは、あくまでも結果、パフォーマンスで評価をすべきだという考え方があります。

そういう意味からすると、パフォーマンス・結果サイドと、仕組み・プロセスサイドを2つに分けた評価をされるのがよいのではないかと考えています。資料7であえて仕組み・プロセスサイドに焦点を絞っておられる事情がもしあれば、お伺いできればと思います。

○相澤委員長 ありがとうございました。

岩谷さん。

○岩谷企画調査官 品質の評価を行うに当たりまして、本委員会は品質管理の実施体制、実施状況の評価をお願いしているところです。その評価を行うに当たっても、質の結果についての目標値が重要ということは、まさに御指摘のとおりかと思えます。ただ、質の目標値を置く前に、そもそもどういうデータを使えば結果の評価に有効であるかというところを決めるのが現実的に難しいという事情があります。また、どの項目が重要かというのを決めるに当たっては、時間をかけて十分に議論する必要があるかと思っております。こういう事情があることもあり、今回の委員会としては資料7のような品質管理の実施体制、実施状況を中心とした評価項目という形になりました。

○中條委員 状況はそのとおりだろうと思うのですが、将来を考えると、仕組み・プロセスだけで評価するのは片手落ちだろうと思えます。そういう意味では、パフォーマンスに対する目標とか、その達成度がどうなっているかという評価も含めていくということをして是非考えていただきたい。どれだけ具体的な目標が立っているか、目標値そのものがどれ

だけ挑戦的なものか、その目標が実際の審査の現場にどう展開され詳細化されているか、展開をされているか、そういう視点の評価項目もあっていいのではないかと思いますので、将来的に検討いただければと思います。

○岩谷企画調査官 御指摘の点は重要な点かと思います。具体的に目標をつくるのは我々特許庁の責務だと理解しております。今後、どのような評価のデータが重要かという点について特許庁で検討しつつ、御相談させていただきながら進めたいと思います。

○相澤委員長 渡部委員、飯村委員の順にお願いします。

○渡部委員 今の話に関係するのですが、基本的に今回はプロセス評価ということ、あるいは体制の評価ということでやむを得ないと思いますが、一方、先ほどのアメリカなどでパテントクオリティのインデックスをデータとして使っているということ、これは、つい最近聞いたのですが、2011年から始めているということなんです。2011年前後、アメリカ特許庁からいろいろなことを聞かれたのはこれだったのかと思っているんです。

何を言っているかという、私たちは10年ぐらい前から、Patent Quality Indexの定量評価を、それこそ10年分の日本特許庁のデータの明細書情報とか審査経過情報、裁判情報を全部突っ込んで、500数十万件になるのですが、インデックスをつくろうとしたことがございます。530万件ぐらいだと、今でいうビックデータほどではないのですが、結構大変なんですけれども、やってみると、今の技術で、それなりにデータ処理が可能であり、いろいろな特徴量の抽出が可能であるということが分かっており、今のレベルですと、それなりのインデックスができるんですね。

これは知財協にもプリミティブなものを使っていたりしているのですが、先ほどのような御指摘があったばらつきの問題ですとか、サーチが十分かどうかとか、そういうものの評価がある程度その中でできます。御案内のように、例えば自動車の自動運転はそういう技術でつくっているわけです。だからといって、自動審査官になるということではないと思うんですが、ブレーキをかけたりするためのメトリックスとしては十分使えるなと思っています。アメリカのほうで一部そういうことを検討したということであれば、これはすぐにはできないとは思いますが、そういう内容を少し長期的に検討していただくというのは重要なのではないかと。

今、お話しているのは特許情報だけですね。意匠はなかなか難しく、将来、三次元情報でもとっていただければできるようになると思いますけれども、特許に関しては、そういう動きがあるということです。資料を見ますと、Quality Controlで一番重要なのは7

番、8番ですよね。8番でデータの分析の手段とかそういうことが書いてあって、すぐれているかどうかということを考えるときに、今述べた背景から、これをどういうふうに見たらいいのかというのは何らか基準をお示しいただいたほうがいいかなと思います。相対的な評価なのか、アメリカが一番進んでいると考えたときにということであれば、アメリカとの比較なのか、もうちょっと調べないといけないんですけれども、このつけ方がどういうふうにつければいいかなというところはございます。今の段階ではその点を御検討いただきたいということと、恐らく来年度にかけてということですが、メトリックスについての現状の調査等は必要ではないかと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

澤井さん。

○澤井調整課長 中條先生、渡部先生の御指摘、ありがとうございます。

目標について、審査の質の定量的な目標の重要性は私たちも重々承知しております。渡部先生から御指摘いただきました米国の複合メトリックスについても、出張者を派遣するなど、また駐在員に調査させるなど、詳細な把握に努めて、その内容も分析しているところでございます。

その中で大変感じるのは、こうした審査の質の定量的な指標を定めることはなかなか容易ではないなというものでございます。真に的確な審査を遂行する、加えて、それを目標とする場合には、審査官にそれだけのインセンティブを与えることになりますので、それが正しい方向にいくインセンティブとなるような指標を自主的な目標として、どうしたものがあるのかということも含めて今後、庁内で検討を進めていきたいと思っております。その上で、また皆様に御相談ができればと思っておりますので、何とぞ御指導のほどよろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯村委員、お願いします。

○飯村委員 ただ今の御質問と重なりますので、お答えいただくという意見ではございません。

資料3の6ページでございます。日本の特許庁の審査がすぐれていると感じる点等で、日本の特許庁の審査の品質についての課題が提示されております。ただ、6ページの最後に「しかしながら」ということで喫緊の解決すべき課題が挙げられています。その中で

「ばらつき」ということが挙げられていると思います。全ての項目の品質を上げるということではなく、今解決されるべき問題を絞り込んで、それに対する品質の向上という観点から考えた場合に、例えば「ばらつき」に関してはどのような施策を講じて品質を上げていくのかについて、議論を絞るという手法は合理的であろうと思います。ただし、「ばらつき」自体が解決課題として設定するのが適切なかどうか、それを解消すると品質向上につながるのか否かは、議論の余地もあろうかと思っています。

○澤井調整課長　ありがとうございます。

ばらつきといいましても、飯村委員からありましたように、多くの要因や実際にいろいろなケースがあるかと思っています。そうしたものも私たちヒアリングあるいはこのアンケートの中で確認しております。この資料にも記させていただいておりますように、第1に進歩性の判断に対してばらつきがあるのではないかという指摘をちょうだいしております。第2としては、担当審査室によって判断が違うのではないかと。会社によっては、同様の製品に対し、審査第三部に審査をしてもらう、あるいは第二部に審査をしてもらおうというケースもございますが、部によっては判断が違うのではないかという御指摘もいただいております。

そうした具体的な事例を踏まえて、このばらつきを抑制するための指標も、先ほど御紹介させていただいたような種々の方策を行っているところでございます。具体的には審査官同士の協議を進める。かつては、一人の審査官が一つの技術を持っておりましたが、今は複数の審査官で一つの技術を持つという複数担当官制を導入し、協議を行いうる環境を整えています。特に部をまたがる、あるいは特許のみならず意匠や商標にもまたがるような技術あるいは事業、製品がございます。そうしたものについては事業戦略まとめ審査というスキームを導入して、それぞれの審査官が一堂に集い、そうした審査官に対して事業戦略や製品の内容を企業の方々に御説明いただく。これを踏まえて横一線で審査を行うことによって、そうした部間あるいは制度間のばらつきの抑制にも努めているところでございます。引き続き、具体的な事例の把握や、その対策を進めていければと思っております。

○相澤委員長　長澤委員、お願いします。

○長澤委員　長澤でございます。A I P P I　J A P A Nの副会長として参加しているのですが、産業界の立場で発言させていただきます。

日本の特許庁の審査品質は高く、感謝をしております。このことを最初に申し上げた上

で、私が感じていることを率直にお話しさせていただきます。

最初に、この委員会にお誘いを受けたときに、「品質って何だろう」と自分なりに考えてみました。1つは、「妥当な特許性の判断」であると考えます。資料3の7ページの「進歩性の運用」という点が、かなり左上のほうに位置しているということから見ても重要なことであることは明らかなだと思います。もう一つは、「審査の安定性」であると考えます。これも左側の上にある「ばらつきのない判断」の位置から、重要と考えられます。この2点が産業界にとっては非常に重要です。これらが掲げられているスローガンの「広く・強く・役に立つ」と関連してくると考えています。

ただ、「広く・強く・役に立つ」というのは、我々企業が権利化担当者にたたき込むクレーム作りのスキルであって、どちらかというと、特許庁が広いクレーム、強いクレーム、役に立つクレームを作るというのは少し趣旨が違うのではないかと思います。ただ、特許庁が目指すものが最終的に「広く・強く・役に立つ」だとすると、先程お話しした妥当な特許性とその安定性が担保されている特許審査であれば、我々が自主的に広く、強く、そして役に立つ特許権を取得することができると思います。

審査の安定性が役に立つということと関係すると思いますが、例えば今回の品質管理の実施体制及び品質管理のプロセスを審議するに当たっては、もう少しポリシー的なものや目指すものを設定した方がよいと考えます。例えば、どのようにしたら日本の産業を盛り上げることができるか、権利行使がもっとできるかという目的を設けた上で、次に、その目的を達成するためには、どういう実施体制が理想的なのかという検討を行うのが望ましいのではないかと、当初は考えておりました。ただ、事前に岩谷企画官からもご説明を受けていましたので、今回の委員会では、この品質管理の実施体制や品質管理のプロセスについて審議をすることで納得はしておりますが、やはり、目指すものを一度考えていただきたいと思います。

次に、今回の品質管理のプロセスについてですが、これは、「妥当な特許性の判断」にも一部関係するのですが、どちらかというと、「審査の安定性」に貢献すると考えておりました、気がついたことを順番に申し上げます。

まずサンプルチェックの割合は、さすがに数として少ないのではないかと感じました。キヤノンでも、サンプルチェックを上級管理職や、定年退職した再雇用者を使ってやっていますが、1人の担当者に対して年間10件弱程度はサンプルチェックが入るような体制にしていますので、1人の担当者に1件あるかないかという数字はかなり少ないのではな

いかと感じました。

次に、審査官への教育も非常に大事な要素と思っています。座学の話とOJTの話、管理職によるチェックの話はされたのですが、それ以外に、例えば、澤井課長からお話があった「部門間のばらつきをどうするか」とか、「分野によっては微妙に妥当な特許性が違って来るかもしれないので、その整合をどうするか」という点をどのように解決するのかについては、審査官間の協議や品質管理部隊がその役割を果たしていると思います。いただいた資料で見ると「満足」「不満足」という点がメインで書かれていますが、ばらつきがあるのかもしれませんがユーザーからの意見ももう少し参考にされた方がよいのではないかと感じました。

以上の点を少し検討していただきたいと思います。また、ご提示いただいた評価項目は現状行われている項目が主だと思われますので、お話しさせていただいた点についても、評価項目に加えるべきかどうかを検討していただければと思いました。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

澤井さん。

○澤井調整課長 ありがとうございます。

まず目標の妥当性について、「ポリシー」の中で先ほど少し御紹介させていただきましたが、御指摘のとおり、強く・広く・役に立つというのはユーザーの方々が掲げている目標ということを十分理解できるところでございます。一方、特許の審査の現場においても同じように考え方が普遍の考え方なのかなというふうに思っております。冒頭申し上げましたように、強さというのは、権利を活用した中で、途中で権利がつぶれる、例えば裁判でつぶれるとか、審判でつぶれるということがありますと、事業の予見性が保てなくなるかと思います。また、投資が無駄になることになりますので、そうしたことがないような安定性、強さを追求していかなければならないと思っております。

ただ、これを私たち審査官皆に伝えますと、強いものというのは少しでも傷のないものということになりますので、できるだけ狭い特許権にしがちになってしまいます。職制上、どうしてもそうならざるを得なくなってしまうので、それだけではなくて、相反する課題である、できるだけ広い権利を付与していこうではないかということも大きな目標だと考えております。

この強さと広さという、相反する課題をどう解決していくか。また限られた審査リソー

ス、公的なリソースをどういうふうにめり張りを込めて傾注していくかといいますと、特許法が定めているところの産業の発達に資するようなものに力を注いでいくべきではないかという意味で、役に立つということを伝えさせていただきました。ですから、私たち特許庁としても、これは普遍の道理ではないかなと思っております。

次に、部門間でのばらつきについて、どういう対策を講じているかということでございます。先ほども少し触れさせていただきましたように、審査の質を高めていく上でP D C Aサイクルが必要ですが、これを各審査長単位だけでやるのではなく、審査部全体でも見ていくというコンセプトでマニュアルを作成させていただきました。要は部門間でのばらつきも抑制し、また審査長単位、個々の案件、個々の技術分野においても質を高めていくという両立を進めていければなと思っているところでございます。

また、サンプルチェック0.数%とのご指摘でございますが、確かに大変少ない数字でございます。これは一般案件に対して出させていただいている数字で、先ほど言いましたように、品質管理官自身が4名しか一般案件、拒絶理由や拒絶査定について見ている人間がいまないので、少ない数字となっております。一方で、特にユーザーの方々が重要な出願として出している、重要な技術だとして使われているP C Tの国際調査に対するサンプルチェックについては現在、4.2%のものについてサンプルチェックをしております。これは相当なリソースと相当な時間をかけてやっておりますので、先ほど申し上げましたように、まず役に立つものから特にリソースを割いていきたいという思いから、こうしたことを進めております。

具体的な事例も用いながらという御指摘はそのとおりだと思っております。資料3の20ページに書かせていただいておりますように、ヒアリングやアンケート調査は単に一般論だけを聞くのではなくて、無作為に抽出いたしました約2700件、国内出願2000件にP C T出願730件、合計2730件を具体的に無作為に抽出したものをユーザーの方々にお示しして、個別案件についても具体的な御意見をちょうだいするような仕組みで、このアンケート及びヒアリング調査を進めているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長澤委員 追加でコメントさせてください。

P C Tに重点を置いていることは非常に効率がいいと思います。ただ、企業においては、P C Tの利用の仕方として、期間を稼ぐという考え方もあったり、また、時間がないために利用するという場合もあります。従って、本当に価値のある出願は、P C Tではなくて、

直接、各特許庁に直接何カ国もファイルしている場合があるという点にまず目を向けていただきたいと思います。

次に、「広く・強く」に関して、「広く」を優先する出願と、「強く」を優先する出願が、産業界のビジネス分野ごとに少しずつ違っていることも理解した上でインタビューしてもらえれば、我々の実情についても話をさせていただきたいと思います。我々のような電子デバイス業界と薬品業界とは全く考え方が違うと思われるので、よろしくお願いいたします。

○澤井調整課長 承知しました。

○相澤委員長 浅見委員、竹本委員の順にお願いします。

○浅見委員 東京理科大学の浅見でございます。

審査の品質管理について、今までは余り資料の公表がされていなかったかと思いますが、「品質ポリシー」ですとか、「マニュアル」ですとか、今回の審議会の資料のように公表していただいたことは非常にいいことだと思っております。その上で少し意見を述べさせていただきます。

まず特許に関して、最近、特許率が急激に上がっているという現状があるかと思えます。毎年、5ポイントぐらい上昇していて、長らく50%だったものが、昨年はほぼ70%になっています。特許になると、出願人本人は不満を言うことはなく、第三者からは、無効審判を請求することになりますが、無効審判のハードルが高いのでほとんどなされていないというのが現状かと思えます。これについては、無理な拒絶査定はしないということではいいことだと思いますが、本当にクレームが適切に解釈されているのか、先行技術調査が十分になされているのかといったことについて、やや懸念を持っています。もちろんいろいろな要因があり、企業が出願を厳選し、審査請求も厳選しているから特許率が高くなっているという点もあるかと思えますが、そのあたりを十分に分析していただいて、審査の側に問題があるということでしたら、それを改善していただきたいと思います。

これに関連しまして、来年から異議申立制度が始まるかと思えますが、異議申立が出されますと、審査官の明細書の読み込み不足ですとか、適切な引用文献を見落としといったことについて有効に機能するかと思えますので、異議の結果を審査官にフィードバックをして、活用していただきたいと思います。

それから、外国の審査結果との比較ということが御説明にあったかと思えますけれども、これについても是非力を入れていただければと思っております。特にPCTあるいは特許

審査ハイウェイの案件においては、同じ案件を外国でも審査していますので、その分析をすることによって日本の審査を相対的に評価することができるかと思います。外国が常に正しいということではなくて、日本の審査のほうが妥当である場合もあるかと思いますが、そういった場合には、例えば国際審査官協議などを通じて外国に審査の是正を求めていてほしいと思っております。日本の出願人から見ますと、日本の特許庁の審査結果だけではなくて、外国特許庁の審査結果の妥当性も非常に重要ですので、こういった取り組みも是非進めていただければと思います。

それに加えて、意匠と商標について簡単に意見を述べさせていただきます。意匠についても来年からハーグ協定ジュネーブアクトに加盟し、これまでの1出願1意匠から1出願100意匠まで可能となり、かなり運用が変わると思いますので、新しい運用が始まったときには十分に協議ですとか管理職のチェックなどをしていただいて、適切な運用がなされることを希望いたします。

商標についても音や色彩といった保護対象が拡大されるわけですが、審査基準はすでに検討していただいていると思いますが、審査基準の適用についても十分に協議や管理職のチェックなどを通じて慎重に進めていただければと思います。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございました。

○澤井調整課長　浅見先生、ありがとうございます。

まず1点目の特許率の上昇、御指摘のとおりでございます。ちょうど10年前に特許率、合格率を調べてみますと49%、約2件に1件が合格し、半分以上が不合格だったという状況が、最近のデータですと、御指摘のとおり、70%までふえてきております。

この現状について、私たち細かに分析をさせていただきまして、大きくわけて2つの要因があるということを把握しております。1つは、これも浅見委員からありましたユーザーの量から質への転換がこの10年間で進んだということが統計的にも認められる事案が多数ございます。かつての玉石混淆と指摘された状態から玉の状態になってきているんだなというところでございます。

他方、2つ目の原因ですが、量から質への転換だけでしたらいいんですが、私たち特許庁のサーチの問題があるのではないかということにも気づかされるところでございます。先ほど御紹介させていただきましたように、かつては、たかだか20年ほど前は日本の文献を見るだけで世界が見られたわけでございますが、近年、急激に日本語文献だけでは十

分なサーチができないという状況になっております。審査官個々にサーチに与える時間をふやしていかなければいけない。また、先ほども御紹介させていただきました例えば翻訳システムの導入、またアウトソーシングでの外国文献への下調べの拡充など、急がなければいけない課題を抱えておると思います。まさに浅見委員、御指摘のとおりと考えているところでございます。

また、外国特許庁との比較という点についても私たちは問題意識を持っておりまして、例えば日本と欧州との間で判断が乖離した案件について細かに内容を分析させていただきました。日本側が反省すべきものが半分、欧州側に無理がある、どうしてこんな判断をしたんだろうかという判断が半分あるということが把握できたところでございます。こうしたことを審査官協議や、制度や運用の国際調和の視点から国際会議などでも求めていくことができればと思っております。また、日欧のみならず、ほかの国々にも、こうした内外の乖離について見ていかなければいけないということを要請しているところでございます。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございます。

○山田意匠課長　意匠課長の山田でございます。

ハーグ協定ジュネーブ改正協定については、鋭意努力して庁内での運用について整備してございます。こちらについても十分な周知を行ってまいりたいと思っておりますので、年明けぐらいを想定しております。それから、I Bですね、国際事務局における運用も皆様方に知っていただきまして、我が庁における運用をごらんになっていただけるように、かつ、それを周知に努めてまいりたいと思っておりますので、まずはそちらをごらんになっていただくように努力してまいりたいと思っております。

○青木商標課長　商標について、御指摘ありがとうございます。新しいタイプの商標についてはユーザーの皆様からも大変関心高いところでございまして、現在は審査基準ワーキンググループで月1回あるいは2回のペースで精力的に検討いただいております。審査基準の整備を初め審査の体制、どういうふうに審査の質を確保していくかというのは非常に重要でございますので、過去の立体商標ですとかサービスマークとか、そういう新しい分野の商標制度を導入したときの例なども参考にしながら、きちんとした審査をできるように体制を整備していきたいと考えております。

○相澤委員長　ありがとうございます。

竹本委員、お願いします。

○竹本委員 日本知的財産協会の竹本でございます。

常日ごろ、私ども日本企業は日本国特許庁に非常にお世話になっております。その結果が、アンケート結果に反映されていると思います。結果が示していますように、他国と比較しまして、日本の審査品質が良くないと考えていないと思います。非常に頼りにされておられるのは間違いございません。要員の厳しい中で、このような取り組みをされることは、さらに安心するところです。

先ほど海外の特許庁の組織のお話しをお聞かせいただきました。企業が海外進出を始めようとするときに、当該国の審査品質は非常に重要だと思います。今回、「ポリシー」まで表明されてメッセージを強く押し出されるということでございますから、これまでは特許、商標や意匠の権利を取得するという役割で特許庁を見ていた人が多かったかと思いますが、知財の品質を確保するという考え方での特許庁とのおつき合いは新たな意義があるのではないかと思います。品質を確保するということは、企業としては非常に重要な点です。長澤委員がおっしゃったように、業界別の違いがございますから、仔細な検討は別にありますが、海外にもわかりやすい、要するに納得しやすいフレームというか、スキームを、シンプルに見せる必要があると思っています。

欧州や米国は、お聞きしますと、品質管理組織が独立しているというふうに見えるのですが、示された資料では、日本は品質管理が独立していないようにも見えてしまうのではないかと思います。

また、評価基準でランクがSからA、B、Cとありますが、Sは、今の陣容ではこうだけでも、将来目指す先であり、ここまで到達したらSということもあるかと思います。今できる範囲はここまでであるから、AとかBという結果となっても良いように思います。評価基準の立て付けの問題ですが、わかり易いものにできればと思います。S A B Cのランク評価とせず、評価基準に代え、「できた」、「できない」のチェック項目とすることもできるかもしれません。そのあたりはお考えいただけたら有難いと思っております。

パフォーマンスの評価指標は非常に難しいと思います。アンケートをとっていただいて、皆さんがどのように思っておられるかということを確認することは、非常に重要だと思います。しかし、審査のばらつきの問題などは経時的に評価は変わってくるものと思います。目指すパフォーマンスが明確な点については、設問をより細分化し、パフォーマンスが見えるような形で進められたらよいのではないかと思います。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

岩谷さん。

○岩谷企画調査官 御意見、ありがとうございます。

1 つは、海外にもわかりやすいスキームを見せる必要があるという御指摘は、まさにそのとおりで、我々特許庁の審査の品質を海外で尊重していただくためには、海外から見て「日本の特許庁の品質管理はこうなっているんだ。だから信用されるんだ」というのがわかるような情報発信ができたらと思っております。その意味で、御指摘の組織の点については、すぐ解決するということは難しいと思いますが、実情を踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

また、戻りますが、そういった意味で、今回の審査品質管理小委員会のような、いわゆる外部の有識者に客観的に評価をいただくというのは、これまで世界の特許庁では初めての試みとなっております。ですので、まずこういった場を設け、意見を拝聴し、庁内で検討をさらに進めていくという体制そのものが透明性を確保する第一歩ではないかと考えております。

その上で、S A B Cの今回の4段階評価、オンかオフか、あるいは4段階がいいのかということではありますが、今はこういう状況だけど、将来はこういう体制に持っていくという御指摘の像についても、この場で即答はできませんが、先ほどの目標という話も絡むと思いますが、議論を踏まえて検討していきたいと思っております。

○相澤委員長 古城委員、お願いします。

○古城委員 古城でございます。

今の点に関連するんですが、この評価の結果はどのようにお使いになるということを想定していらっしゃるのでしょうか。例えば、こういう評価項目を決めまして、A B Cと結果がついて、それだけでは世界に対して日本の審査はちゃんとやっているんだということを発信することにはならないと思うんですね。特にこの評価項目を拝見しますと、こういうプロセスがありますよというところにどうしても重点が置かれていて、それだけで、これを見た方が安心なさるのかどうかというのは、もう少し考えなければいけないところがあるのではないかなという気がしております。それが第1点です。

もう一つ、これは審査の評価とはちょっと話が異なるんですが、審査をやって拒絶されますと、多くの場合、拒絶理由に対する不服審判をやりますね。審査についてはこういう形でいろんな形で評価をしようとなさっているんですが、私どもの経験からしますと、審

査では随分きっちりと理由を書いていたのですが、それがひっくり返って、つまり拒絶だといっているのが不服審判でひっくり返るケースは、全く理由もなしに一枚紙で拒絶の理由を発見しないという審決書きだけが来るということで、どうしてそれがひっくり返ったのかなというのがわからない状態。

出願をする側にとっては、審査段階でどうなるかということではなくて、最終的に審判も含めてどうなるかということにかなり関心はあると思うんです。そのところの評価とか、そういうものは全く今回は視野に入っていないのでしょうか。

○岩谷企画調査官 1点目の今回の評価結果の使い方ですが、今回の評価結果は評価を得ることそのものが目的ではなくて、評価をしていただく過程で、どこ部分の部分が足りないからこの評価になる、あるいはどの部分がすぐれているからこの評価になるという評価のバックグラウンドがあると思います。その評価のバックグラウンドは、我々が改善すべき弱点とか、実態といいますか、そういうことをあらわしていると考えております。ですので、今回の評価はある意味、我々の改善点を具体的にあぶり出すために設計させていただいたものとなっております。

そういった意味も含めまして、先ほど澤井からPDCAサイクルを何度か御説明していますが、この小委員会も含めて大きなPDCAサイクルを構成していると理解しております。

それと、審判のほうです。私、そこは発言を控えさせていただきますが、今回の委員会では、データとしてはさまざまお示しいたしますが、あくまでも評価の対象は審査の中だけということと理解いただければと思います。

○土井審判部長 審判部長の土井でございます。

古城先生がおっしゃられた拒絶査定がひっくり返るときに理由が書かれていないということでございます。我々も、そこを順次充実の方向でやっていきたいという取り組みを進めているところでございます。

ただ、企業の方にいろいろ御意見をお伺いしますと、拒絶査定を覆して特許査定をするときに、理由を余り書かれると困るという意見も結構ございます。それは特許権の解釈に非常に影響があるということと、一方は、特許査定をするときの理由についての不服申立という機会がないものですから、必要以上に合議体が一方的な見解を書き過ぎるというのは厳に注意しなければいけないところがございます。そういう外部からの指摘も踏まえながら、可能な範囲では充実の方向で進めていきたいと考えているところでございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

田沼委員、お願いします。

○田沼委員 日立製作所の田沼と申します。デザインを中心とした特許、意匠の権利化活用を担当している関係から、意匠にフォーカスして意見を述べさせていただきたいと思います。

意匠は、国際的に見ると審査国が少なく、日本の特許庁は、それこそ今でも世界で一番品質の高い審査をさせていただいていると思っています。出願人として権利行使という面からしますと、世界中で安心して権利を行使したいという要望が一番でして、大変理想論なんですけれども、日本のトップレベルの審査を受けて登録になった意匠権は世界で安心して使えるというのが理想だと思っています。無審査国で登録になったとしても、私どものような大きい会社は、無効になるリスクはないかという調査から始めなければならないので、模倣業者に対する動きが非常に遅くなってしまっていて、これは何とかならないかというのが今の一番の悩みになっています。

そういうことから考えると、何人かの先生方もおっしゃっていたんですが、グローバルに世界品質で見たときに、誰もが納得するような品質管理をしているのが日本だというのが世界中にアピールしていただいて、日本の審査で、こんな品質管理をしているところで登録になったものは間違いなく登録性があるよねというのが知らしめられるような状態が理想だと思っています。

ですので、グローバルな視点で見たときに、欧米に比較しても妥当な基準をつくっていただくのがいいと思っています。さらに企業視点に立ちすぎかもしれませんが、製品情報ですね。先ほど山田さんの御説明の中でバッチ審査をしてデザイントレンドをつかんでいきますというお話があったんですけれども、デザインのみならず、機能の進化ですとか変遷なども御理解いただきたい。

あと、ビジネス状況ですね。ある製品については、日本でつくったものが海外に流れていっているのかとか、海外でも現地生産が始まっているのかとか、そのあたりの情報もぜひ収集いただいて、その上で審査を進めていただくと、品質管理の基準としての評価も高くなっていくのではないかと思います。

ですので、私は品質管理の専門家ではないんですけれども、プロセスですとか仕組みのほかに、どんなふうに世の中の動きを情報収集しているかということも項目に入れたらいいのではないかなと思っています。

以上です。

○山田意匠課長 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

本委員会で皆様方に御意見いただいて、「ポリシー」はでき上がっていますが、これからつくる品質管理と「マニュアル」は、私としては世界発信をしていきたいと思っております。審査国が非常に少ないというのは私も重々わかっておりますが、これを知らしめることによって、日本の意匠審査が世界で一位であると、品質もよいというところを知らしめた上で、皆様方が各国で使えるというのが最大で最後の目標になると思っております。今でも実現しなければいけない項目ですので、当委員会の中で御議論いただいたものを我々、できるだけ情報発信をさせていただきたいと思っております。

それから、情報の収集源というところについては、さきの意匠制度小委員会の中でも御議論がありまして、可能な限り出していくということはお約束しておりますので、我々が集めている公知資料でありますとか、我々が審査資料として何を使っているのかということも含めて、いま一度検討させていただいて、違う場ではございますけれども、意匠制度小委員会の場合等において回答させていただければと思っております。

ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

品質管理ということの中に、無効になるべきものが有効にならないようにという側面と、有効として認められるべきものが無効にならないようにという二つの側面があるということを一言だけ申し上げます。

各委員からいただきました御意見は事務局で整理して、今後の検討に生かしていただきたいと思います。また、事務局における改善案の検討と並行して、本日御出席の委員においては、本日決めた評価項目、評価基準の仮案における試行評価をしていただくとともに、その改善点、その他、特許庁における審査品質管理体制の改善点について、次回の小委員会までの間、適宜事務局と意見交換をする等、御検討を進めていただけるよう、お願いいたします。

スケジュール等について、説明してください。

○岩谷企画調査官 今後のスケジュールについて、全体の委員会の流れとしては、第2回委員会を12月の下旬から1月に予定しております。その他、本日御議論いただいた内容の整理あるいは、それを試行案にどういうふうに反映するかというのは検討しまして、また追って御連絡いたします。

○相澤委員長　ありがとうございました。

産業構造審議会知的財産分科会第1回審査品質管理小委員会を閉会いたします。次回は、12月ごろの開催を予定しております。第2回委員会では、本日仮案としました評価項目、評価基準に基づき特許庁において試行評価を行い、その結果を踏まえ、さらに評価項目、評価基準の改善について御意見をいただくとともに、試行評価の結果を踏まえた品質管理の実施体制について改善点の御提案をいただきたいと考えております。

本日は、長時間、御審議いただきまして、どうもありがとうございました。なお、配付資料は机の上に残していただければ、後日、郵送させていただきます。どうもありがとうございました。

閉　　　　　　会